

携帯端末登録修理協議会会則

(名 称)

第1条 本協議会は、携帯端末登録修理協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、電波法（昭和25年法律第131号）第3章の2第3節に定める登録修理業者による特別特定無線設備の修理及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。）第68条の3から第68条の12に定める登録修理業者による特定端末機器の修理（以下「登録修理」という。）に対する利用者の信頼感を醸成し、かかる登録修理制度の健全な発展を促進することを目的とする。

(活 動)

第3条 協議会は、登録修理に関連する以下の活動を行う。

(1) 特性試験業務

電波法及び電気通信事業法で定める「確認する設備」及び「確認する設備」の特性試験の受託及び登録制度に関する支援

(2) 登録修理に関する課題のとりまとめ

① 修理にあたっての技術的課題（修理又は使用する部品による電波の質や端末の安全性への影響等）のとりまとめ

② 電波法及び電気通信事業法（これらの政令、省令及び総務省規則を含む。）、製造物責任法（平成6年7月1日法律第85号）、消費生活用製品安全法（昭和48年6月6日法律第31号）、その他登録修理に関連する法令に関する課題のとりまとめ

③ 課題の解決に向けての関連省庁、関連団体、調査研究機関との連携及び調整

(3) 登録修理業者向けの各種マニュアル、基準などの作成

① 利用者からの製品事故やクレームに対応する際の関係者間での連絡、協力又は調整など対処法に関するマニュアルの作成及び当該マニュアルに基づいたサポートの実施

② 修理受付時に利用者へ告知すべき事項（不利益事項等）の標準化及びその告知方法並びに登録修理の表示方法についてのマニュアルの作成等

(4) 登録修理に関する情報の共有及び問題の解決支援

① 登録修理業者が行った修理の履歴に関する情報の会員への共有（修理履歴データベース）

② 上記(1)①のとりまとめの結果を受けた、修理を行うに当たって注意すべき電波の質や端末の安全性に関わる技術情報等の会員への共有（技術情報データベース）

- ③上記(1)②のとりまとめの結果並びに同(1)③における連携及び調整を受けた、会員に対する、想定される問題の解決支援及び想定される問題に対する監督省庁との連携支援

(5)上記の活動に付帯するその他の業務

(会員の種類及び資格)

第4条 協議会に次の会員を置き、それぞれの会員となり得る資格は次のとおりとする。

- (1) 修理業者会員： 登録修理業者及び将来的に登録修理業者となろうとする個人又は法人
- (2) 関連事業者会員： 修理業者会員の対象者以外の者で第3条に定める協議会の活動に寄与することが見込まれる又はこれに関連する業務を営んでいる個人又は法人

(入 会)

第5条 協議会へ入会しようとする者は、理事会宛に書面をもって申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 理事会は、入会の申込みを受けた場合は、予め定められた基準に則ってこれを審査し、基準に合致している限り、入会を承認するものとする。

(会費)

第6条 会員は、協議会が定める会費を納入しなければならないものとし、会費の種類、金額、徴収方法等は、総会の決議又は総会の決議によって別途定める会費に関する規約によってこれを定める。

- 2 協議会は、その活動のために特別の費用を必要とするときは、総会の決議によって臨時にこれを徴収することができる。ただし、当該決議に反対の会員が、当該総会の決議から10日以内に任意に協議会を退会したときは、当該会員はその徴収に応じる必要はないものとする。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会宛に書面をもってその旨を届け出ることにより、任意にいつでも協議会を退会することができる。

(除 名)

第8条 会員が次のいずれかに該当した場合、総会の決議によって当該会員を協議会から除名することができる。ただし、当該会員に対し、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会則その他の協議会の定める規則に違反したとき。
- (2) 協議会の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の継続及び喪失)

第9条 会員資格は、年度の終了の日の30日以上前に理事会宛に退会の届出がない場合、翌年度についても継続するものとする。

- 2 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、自動的に会員としての資格を喪失し、協議会から退会する。
 - (1) 会費その他協議会へ支払うべき金額を、納入期限から起算して3ヶ月経っても支払わなかったとき。
 - (2) 法人の会員が解散したとき又は個人の会員が死亡したとき
- 3 会員としての活動を継続できない客観的な事由が生じ、理事会がその旨を認めたときは、当該会員は会員としての資格を喪失する。ただし、理事会は、事前に当該会員から事情を聴取し、それを踏まえて判断するものとする。

(会費等の不返還)

第10条 事由の如何を問わず、会員が既に協議会に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員の義務)

第11条 会員は、本規約、総会の決議を経て別途定める会員規約及び会費規約並びに協議会の定める規約・規則類を遵守しなければならない。

(総会)

第12条 協議会に総会を置き、全会員をもってこれを構成する。

- 2 総会は、定期総会を毎年度1回開催するほか、理事長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、理事会の決議に基づき、理事長がこれを招集する。総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的事項を事前に会員に通知しなければならない。
- 4 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 総会は、理事長が主宰し議長を務める。
- 6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 総会は、本会則に規定する事項及び次の事項について決議する。

- (1) 本会則の改正
 - (2) 協議会による重点施策など次年度の事業計画の決定
 - (3) 過年度の収支等報告書の承認と次年度の予算の承認
 - (4) 会員資格に関する事項、会員の権利義務の得喪に関する事項
 - (5) 理事の選任、解任
 - (6) 会計監査の選任、解任
 - (7) 会員全体ないし協議会全体の利益、存立又は運営等に関わる重要な事項の決定
 - (8) 協議会の解散
- 9 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として評決を委任することができる。この場合、評決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
- 10 総会は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。この場合、理事長は、総会の目的である事項について総会員に対して書面又は電子メールで提案し、総会員の過半数から同意があったときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(役員)

第13条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以内
 - (2) 会計監査 2名以内
- 2 理事は、理事会を構成し、本会則その他の協議会の定める規則に従い、職務を執行する。
- 3 理事は、会員（会員が法人の場合、その役職員を含む。）でなければならない。
- 4 理事の任期は、選任された総会の次の定期総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 理事は、退会、除名等により会員資格を喪失した場合（法人たる会員の役職員である理事は当該法人が会員資格を喪失した場合を含む。）、ただちに解任となる。
- 6 理事会は、理事の中から、理事長1名、副理事長2名以内を選定する。理事長、副理事長の選出は、理事による互選とする。ただし、理事長は、修理業者会員又は修理業者会員の役職員でなければならない。
- 7 理事長は協議会を代表し、会務を総理する。理事長が欠けたときは、次項の定めに従って副理事長がその職務を代行するものとするが、理事会は、速やかに次の理事長を選定するものとする。
- 8 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のある場合又は理事長が欠けた場合は、その職務を代行する。副理事長が2名選定されているときは、予め理事会の決議によって定められた順序に従ってこれを行う。
- 9 会計監査は、年度内に1回以上協議会の収支状況の監査を行い、その結果を総会に報告するものとする。

- 10 会計監査の任期は、選任された総会の次の定期総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(理事会)

第14条 協議会に、すべての理事によって構成される理事会を置く。

- 2 理事会は、本会則に定める事項及び次に掲げる職務を行う。
- (1) 協議会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
 - (4) 協議会への入会の審査
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会の招集は、各理事に対し、理事会の日時、場所及び目的を記載した書面又は電子メールをもって、理事会の日の7日前までに通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 7 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 8 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 9 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 10 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 11 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、理事会の日から10年間、協議会の主たる事務所に備え置く。ただし、協議会が当該期間経過前に解散した場合はこの限りではない。
- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事会に出席した理事の氏名又は名称
 - (3) 理事会の議長の氏名
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果

(連絡会)

- 第15条 協議会に、任意に参加する会員によって構成される連絡会を置き、理事会によって決定された協議会の活動の範囲内で、協議会がその目的を達成するために日々継続して取り組む活動の全般を実際に執行するものとする。その中には、協議会の活動に関する理事会への提案、その他座長（第2項に定める。）が必要と認めた事項が含まれるものとする。
- 2 連絡会には、座長1名を置き、理事長がこれを指名する。座長は、連絡会を開催するほか、連絡会全体の業務を、自ら又は他の連絡会に参加する会員をして執り行うものとする。また、第13条第3項及び第5項の理事に関する規定は、座長に準用する。
 - 3 新規に連絡会に参加しようとする会員は、座長宛にその旨を申し込むものとする。
 - 4 座長は、原則として2カ月に一度程度、連絡会を開催するものとする。ただし、議題がない場合には開催しない場合がある。
 - 5 本会則に定めるほか、連絡会は、連絡会の運営に関する必要な事項を定めることができる。

(部会)

- 第16条 協議会は、協議会の特定の活動を推進したり、補佐する目的で、理事会の決議によって、理事会の下に適宜部会を設置することができる。
- 2 部会には、部会長を置く。
 - 3 部会長は、理事長が会員の中から指名する。第13条第3項及び第5項の理事に関する規定は、部会長に準用する。

(事務局)

- 第17条 協議会に事務局を置き、協議会の庶務にあたる。
- 2 事務局には、事務局長1名及び職員若干名を置き、事務局長は理事長が任免する。
 - 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(オブザーバー)

- 第18条 協議会に、オブザーバー若干名を置くことができる。
- 2 オブザーバーは、協議会の活動に関して幅広い観点から助言を行う。
 - 3 オブザーバーは、行政機関、関連団体、学識経験者等から理事会の決議をもって理事長が委嘱する。

(中立性の確認)

- 第19条 理事長は、事務局の運営が中立的に行われ、会員から収集した情報の管理が適切に扱われるように管理を行う。
- 2 理事長は、前項の管理が正しく行われていることを担保するために、中立性の確認に関する業務を、理事会の決議に基づいて、協議会の活動に対して直接的に利害関係を有しない第三

者に委嘱するものとする。

(法令順守)

第20条 協議会及び会員は、その運営又は活動にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）、電波法及び電気通信事業法等関係諸法令を遵守するものとする。

(年 度)

第21条 協議会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第22条 本会則に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

- 1 本会則は、2015年5月12日から施行する。
- 2 設立総会に出席し、本規約を承認した者は、協議会の会員になったものとする。
- 3 前項の規定は、設立総会の日以前に入会希望を書面をもって表明していた者に準用する。
- 4 第21条の規定にかかわらず、協議会の設立初年度は、設立総会の日(2015年5月12日)に始まり、2016年3月31日に終わるものとする。
- 5 2016年3月25日、一部改正。
- 6 2016年10月20日、一部改正。
- 7 2016年12月22日、一部改正